

酒母等の処分包括承認申請書の記載要領

- 1 この申請書は、法令解釈通達第2編第44条第2項関係の2《酒母等を移出等する場合の承認の取扱い》による、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間内において、酒母等を処分することにつき承認を受けようとする場合に提出してください。
- 2 「種別」欄には、酒母又はもろみの種類、名称等を記載してください。
- 3 アルコール分は、度位未満第2位以下の端数を切り捨てて第1位まで記載してください。
- 4 「処分の理由及び方法」欄には、何の原料として使用するのか及び酒母等に対する不可飲処置の方法（加える物品の名称及び数量等）を具体的に記載してください。
- 5 ※印欄は記載しないでください。
- 6 申請書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。